

事 務 連 絡
平成 19 年 2 月 9 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
(行政改革担当課、旅券担当課扱い)

内閣府公共サービス改革推進室参事官

外 務 省 領 事 局 旅 券 課 長

「公共サービス改革基本方針」の改定について（通知）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、平成 18 年 12 月 22 日、「公共サービス改革基本方針」（平成 18 年 9 月 5 日閣議決定）の一部（別表）の改定が閣議決定された。

今次改定により、別添のとおり、公共サービス改革基本方針の別表の旅券関係の窓口業務に関する記載が追加されたところであるが、公共サービス改革法の趣旨及び旅券関係業務に係る留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 公共サービス改革法の趣旨

公共サービス改革法の趣旨は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施することにある。

なお、公共サービス改革法に基づく官民競争入札又は民間競争入札の対象となる地方公共団体の業務は、公共サービス改革法第 5 章第 2 節に定められている特定公共サービスに限られるとともに、競争の導入による公共サービスの改革の実施は、地方公共団体の判断に基づくものとされている。

2 旅券法上の法定受託事務に係る留意事項

旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 21 条の 3 に規定されている都道府県知事が行う法定受託事務については、旅券法上民間委託が禁止されてい

るものではなく、一部の都道府県において既に民間団体に委託している例もあるところである。

旅券法に規定する都道府県知事が行う法定受託事務は、都道府県の事務であり、また、公共サービス改革法に規定する特定公共サービスには該当しないが、今般、公共サービス改革基本方針の別表に追加された別添記載の趣旨は、上述のように、旅券法上、都道府県知事が行う法定受託事務の民間事業者への委託は禁止されているものではなく、各都道府県の判断に基づき民間事業者に委託することが可能であることを内閣府及び外務省として各都道府県に周知することにより、公共サービス改革法の趣旨を踏まえた民間委託の実施について広く検討を求めることにある。

以上の点を踏まえ、各都道府県は、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、旅券関係の窓口業務の民間委託を進めることとされたい。

以上

「公共サービス改革基本方針」（抄）

平成18年12月22日（閣議決定）

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

（別表）

7. 窓口業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(2) 旅券関係の 窓口業務	旅券法（昭和26年法律第267号）で規定する地方公共団体が実施する旅券業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることが明確にされたことを踏まえ、その旨、インターネットその他適切な方法により公表・周知する。	内閣府及び外務省